

令和8年度九州佐賀国際空港修学旅行等推進事業補助金の概要

(羽田空港から出発できる圏域)

- 1 目的 青少年の佐賀県への理解を深め、もって将来の交流促進に資するため、九州佐賀国際空港発着便を利用して、旅行・集团的宿泊の行事を実施する学校に対し、補助金を交付する。
- 2 対象 学校教育法に規定される小学校・中学校・高等学校・特別支援諸学校・高等専門学校及び専修学校。
- 3 対象事業 羽田空港から出発できる圏域から九州佐賀国際空港発着便を利用し、かつ佐賀県内の観光地に1箇所以上立ち寄る旅行にかかる航空運賃及びバス借上費用の一部。

4 補助金額

| | 区 分 | 補助金額 |
|-----------------------|------|---|
| 航空運賃 | 片道利用 | <p style="text-align: center;">生徒1名あたり1,000円</p> <p style="text-align: center;">※451便を利用した生徒は1名あたり2,000円</p> <p>(1校当たり上限150,000円。※451便利用は1校当たり上限300,000円。)</p> |
| | 往復利用 | <p style="text-align: center;">生徒1名あたり2,000円</p> <p style="text-align: center;">※451便を利用した生徒は1名あたり3,000円</p> <p>(1校当たり上限300,000円。※451便利用は1校当たり上限450,000円。)</p> |
| 貸切バス費用 (要件に該当する場合) | | <p style="text-align: center;"><u>バスの借上にかかる費用の2分の1</u></p> <p>(10名以上での利用に限る、上限100,000円)</p> |

※貸切バスに対する補助金について、申請要件は以下のとおりです。(実施要綱、第3条第1項を参照)

- | | | |
|---|---|-----------------------|
| ①学校→空港 (451便を利用した場合に限る) ②佐賀空港→視察先 ③視察先→佐賀空港 | } | (①～③の貸切バス費用の合算の一部を補助) |
|---|---|-----------------------|

5 対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、令和9年3月31日までに出発し、令和9年4月1日以後に完了する補助事業については、当該補助事業の完了が確認された年において補助金の交付対象とする。

6 実績報告書・請求書提出時期

修学旅行終了後30日以内に実績報告書を提出

7 必要書類

- ①交付申請書（第1号）
- ②旅行行程表
- ③団体搭乗証明書（写し可）
- ④対象経費が確認できる請求書又は領収書の写し
- ⑤その他会長が必要と認めるもの

※ 補助金申請される際は、申請様式等をお送りいたしますので、佐賀県空港課までご連絡下さい。

九州佐賀国際空港活性化推進協議会
〒840-8570
佐賀市城内1-1-59
（佐賀県 空港課内）
TEL : 0952(25)7104 FAX : 0952(25)7318